平成27年8月25日

第78回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

第78回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成27年8月10日

告 示 番 号 遠野市農業委員会告示第5号

会議年月日 平成27年8月25日

会議の場所 遠野市役所とぴあ庁舎大会議室

出席委員別紙のとおり欠席委員別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 河野和浩

事務局次長兼

農地係長 村上和男

副主幹兼

農業振興係長 多 田 清 美

本日の案件 第78回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり

開会時刻 午後1時30分

【開会】

議

長

ただいまより第78回農業委員会総会を始めます。会議に先立ち、農業委員会憲章の 朗唱を行います。ご起立を願います。

先唱を22番、新田佐悦委員にお願いします。

(「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略)

着席願います。

【会議成立宣言】

議 長

本日の出席委員数は30名であります。定足数に達しておりますので直ちに第78回遠野 市農業委員会総会を開会します。

21番佐藤芳夫委員からは遅刻する旨の届け出があり、会長としてこれを許可しましたのでご報告致します。

【事務事業経過報告】

議 長

日程に先立ちまして、事務事業経過報告を報告いたします。事務報告の中で、私が出席したところの部分で、8月4日第2回上閉伊地方農業委員会連絡協議会が釜石市で行われ、私と職務代理者と事務局次長が出席しております。これについては、今年度に行わる県への要望の取りまとめを釜石・遠野・大槌の上閉伊地区で行っております。その他については事務局長をもって報告いたさせます。

事務局長

それでは事務事業経過報告をいたします。お手元の事務事業経過報告書をご覧いただきたいと思います。先ほど冒頭に会長からご挨拶がございました。7月27日には、農業委員会全員協議会を開きまして、一連の農業者年金事務処理遅延につきまして、委員さん方から厳しいご意見等をいただいたところでございます。7月28日議員全員協議会が開催されまして、報告をいたしたところでございます。会長からのご挨拶にもございましたとおり、職員の資質・管理体制の甘さについては私事務局長の管理不行き届きでありまして、今後の防止策について厳しい弁を多数いただいたところでございます。7月31日~8月6日までにつきましては、事務遅延に係る受給者への謝罪を会長・職務代理者と共に1件1件回ってきたところでございます。ここでも非常に厳しいご意見・お話をいただいたところでございます。そして、8月8日でございます。農地移動適正化あっせん委員会を開催してございます。阿部正嗣委員・綱木秀治委員にあっせん委員としてご足労いただきまして、開催をしたところでございます。8月17日、農地転用等現地調査を行っております。本日の総会案件について調査をしたところでございます。8月21日につきましては、運営委員会を開催しております。そして本日、第78回総会という経過でございます。

明日以降の主な行事予定でございます。8月27日~28日、1泊2日の日程で農業委員県外研修が開催されます。初日に東北・北海道農業活性化フォーラムに参加いたしまして、次の日に青森県庁・黒石市農業委員会を視察する予定でございます。8月25日には戦没者追悼式がございます。そして31日には、未来づくりカレッジ記念フォーラムということで開催されますが、いずれも会長が出席ということになってございます。9月1日~11日の間に市内11箇所で農地パトロールを実施いたします。委員の皆様も大変お忙しい中とは存じますが、各地区のパトロールをよろしくお願いしたいと思います。9月10日は農地法の申請締め切りとなっておりますし、9月4日~17日は遠野市議会9月定例会が開催予定でございます。9月17日は農地転用等現地確認調査でございます。24日は第6回運営委員会、25日に第79回総会、併せまして第1回農業者年金加入推進委員会、そして研修会を予定してございます。9月29日には岩手県女性農業委員ポラーノの会遠野地区の懇談会を総合食育センターで女性農業委員を中心に開催する予定です。30日には北上市でブロック研修会がございますし、10月1日は市政施行10周年記念式典をみやもりホールで開催する予定となってございます。以上でございます。

議 長

ただいまの事務事業報告については以上で終わります。

30番委員

はい、議長。30番佐々木敦緒でございます。農業者年金の裁定等の事務遅延について 私も職務代理者としてお詫びに歩きましたので、報告の機会を与えていただきたいと思 うのですがよろしいでしょうか。

議長

はい、許可します。

30番委員

それでは会長から許可をいただきましたので、農業者年金裁定申請等事務遅延に関す る報告をさせていただきます。本件に関しましては、7月27日の農業委員全員協議会で 委員の皆様に顛末を報告いたしまして、今後の取り扱いについてご協議いただき、まず は緊急に会長・会長職務代理者が年金や死亡一時金の支給が滞った方々を訪問してお詫 びするとのありがたいご意見を頂戴いたしましたので、7月31日から事務局長随行の上 お詫びをして歩きました。お詫びに参上した中で、大変厳しいご意見を頂戴したわけで すがこれは当然のことであります。●●町の方からは「1年間も支給が遅れた。事務の 遅れが農業委員会とは思わなかったので、JAに何度も抗議をした。使い込みをしたの ではないか」という指摘、●●町の方からは「公務員がこのようなことをしていいの か。これ以外にも農業委員会事務局から非常識な言動を受けた。2度とこのようなこと をしないと約束できるか」、●●町の方からは「自分の所だけ遅れたのか」、●●町の 方からは「地域の農業委員に話そうかと思ったこともあった」とのお言葉を頂戴したと ころであります。私たちはお許しをいただくため、平身低頭お詫びを申し上げたところ でございます。また、お詫び後のJAさんの何らかの会合でありましたけれども、JA 花巻の管理職の方から私が直接お叱りを受けました。それは、1年程前から農業者年金 事務が滞っており、遠野の各支店関係者を含めて当職も農業委員会事務局へ農業者年金 基金への書類の提出を急いでほしいということと、対象者に説明責任があるので経過の 報告をしてほしいと何度も求めたのですが、返答は何も無かったということでありまし た。農協は組合という大切なお客様商売で信用第一です。年金口座の解約・口座の引き 落とし・共済の解約・新規加入のお断り等直接の被害を被ることもあると言われまし た。また、3月頃JAを退職された若い女性の方からも組合員からの苦情が酷かったと いうお話も賜っております。5月になって、JAでは事は重大との認識で統括部長及び 農業委員会事務局長へこの報告の電話があったことは全員協議会でお聞きのとおりであ ります。そのために、JAにも多大なご迷惑をおかけしたということで統括部長さんに 謝罪をさせていただきました。本事案につきましては、3月に●●町の方から年金支払 いの遅延の苦情があり、事務局長から会長に報告されております。この時の処置が適正 に行われていればと悔やまれるところでもあります。管理・監督者はまず事務処理など に手続きミスがあった場合、まず相手の被害や損害の程度はどれくらいか、現状での対 応はどうなっているのか、今後の対応はどうするのかと最低限の対応を取って、会長は 速やかに総会に報告する必要があったと思っております。6月25日に事務局長から小職 に現状報告がありましたので、臨時運営委員会の開催と総会へ報告することを進言いた しましたものの、何分にも我々農業委員の伝達情報が遅いと思わざるを得ません。 もし かして、会長と事務局だけで事を処理しようとしたのではないかという委員からのご指 摘も頂戴しております。結果的に委員への報告の遅れが支払い遅延対象者を増加させて しまったと思わざるを得なく、委員と事務局の信頼関係に疑問を感じさせる残念な結果 を招いてしまったと考えています。 J A を始め、全国の農業委員会系統組織に対して農 業者年金への不信と農業委員会事務に対する不安を与えるなど、多大な迷惑をおかけし たこと、何よりも生活資金として年金を心待ちにしていた市民の方への支給の遅れ、実 害を生んでしまったこと、これら職務怠慢と監督不行き届き、報告義務違反の誤りは遠 野市農業委員会及び農業委員の信頼を著しく失墜させてしまったと重く受け止め、顛末 の報告とさせていただきます。以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは次に報告事項に入ります。

【報告事項】

議 長 報告第1号職員の処分に係る専決処分についてを報告いたします。報告第1号につい

ては農業者年金事務処理に係る職員の処分についての報告です。本件につきましては、市総務課と協議してまいりました。示された案について運営委員会で協議を行い、承認を得まして手続きを進めてきたところでございます。遠野市農業委員会規則では、第5条に会長の担任する事務が規定されておりまして、同条第1項第4号に職員の処分等に関することが含まれております。同条第2項の規定に基づき会長である私が専決処分をし、同条第3項の規定に基づき本総会に報告するものです。本来であれ事務局からの報告でありますが、処分者となる私からご説明いたします。別資料の報告第1号職員の処分に係る専決処分についての報告の資料をご覧ください。報告第1号職員の処分について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告いたします。

(「報告第1号職員の処分について」読み上げにより記載省略)

以上でございます。なお処分の判断基準は、国家公務員に係る懲戒処分の指針における標準例に基づくもの、及び処分を受けた者については市職員の通算ということであり、遠野市で過去の事案等も勘案したところであります。また事務処理については、8月21日運営委員会の承認を得た後に、即刻関係職員に交付をいたしたところであります。報告第1号の資料の次には農業者年金事務処理遅延について農業者年金事務処理遅延に係る経過報告を参考資料として添付しております。これらの資料については説明はいたしませんが、7月27日全員協議会を開催し、委員の皆様からさまざまな意見を頂戴いたしましたが、それ以降については会長である私と会長職務代理者で再度訪問し謝罪して参りました。関係職員の処分について追加したところで、最終顛末といたします。以上でございます。ご質問を受けたいと思いますが、処分に係る事項には事務局長が総務課と行っている経過もございますし、答弁については場合によっては当事者である事務局長が答弁することもございますのでご了承いただきたいと思います。それでは、本件に関する質問等ありましたらお願いします。

22番委員 はい。

議 長 22番。

22番委員

22番新田です。職員の処分がされたということで、これから仕事に全うできると思っております。それから、我々農業委員も職員と同様に市の予算から報酬を貰っている立場であり、職員が処分されたのならば会長も処分されてしかるべきなのではないでしょうか。会長はどういったお考えなのかお聞かせ願いたい。

議 長

新田委員から会長としての責任という話がありました。私は会長職を責任もって全うするつもりでおりますが、かといって会長職を保守するつもりもございません。この総会の場においてどういった処分を受けるべきなのか皆さんに決めていただきだいと思っております。

22番委員

それは会長としての立場からなのか、個人的な意見かどちらなんですか。以前から会長は総会後に発言を訂正するなどしており、私は信用できない部分があります。皆さん、会長が処分を受けないというのはどう思いますか。私だけ話してもいけませんので、皆さんの意見もぜひお聞きしたいと思います。

12番委員 はい。

議 長 12番。

12番委員

本件の中身を拝見させてもらいました。私は今回初めて農業委員になり、流れがピンと来ない部分があります。まず公務員法に則った処分のみとありますけれども、その前に本人の自筆による顛末書若しくは始末書を添付すべきではないのかなと。はっきり言

えば、最後はこういう事は二度といたしませんという一つの意思表示があってもいいのではないかと思います。そういう物を添付してこういう場において報告した方がいいんじゃないかと感じます。民間の場合は賞罰委員会がありまして、弁護側・刑事側別れて大きな場で行います。そういう時に本人の顛末書・始末書を付けます。それを含めて、所属長がどう判断するか、減給や出勤停止等といった処分を下すわけなんですけれども、そういった物をきちんと添付すべきではないかと思います。先ほど事務局長が言った、資質の問題それから指揮の問題もあります。そういった厳しさを追及するのであれば、一筆した物を付加してこういった場に提示するべきなのではないかと思います。先ほどの話とは違ってくると思いますが、報告する前に本人の意思と事務局の考えを出すべきではなかったのかなと、私は思います。以上です。

議 長

顛末書については21日の運営委員会の中で、当事者である●●●と●●●●の二人から出ておりました。運営委員会でそれを含めて討議し処分内容が決定されたということでございます。

12番委員

そうすると、会長や農業委員会事務局、我々農業委員の関係を良い方に持っていくには顛末書等を付して良いのではないかと思います。何も隠す必要はないのですから、事の顛末を見ておかなければ、2度あることは3度あるというようなこともあるのではないかと心配もあるわけですから、会長を頂点に末端の者まで情報共有ができるような信頼関係を構築するためにも顛末書を付して出すべきではないかと思います。

7番委員 はい。

議長7番。

7 番 委 員

7番佐々木です。今佐々木委員さんが仰ったように、顛末書を見たい委員さんもいらっしゃると思うので、時期は分かりませんが皆さんにお渡しするというのはどうなんでしょうか。

議長

皆さんが見たいというのであれば、今全員に写しをお渡ししたいと思います。

22番委員

ちょっといいですか。さっきも会長に質問しましたが、自身の責任についてはどう考えているんですか。農業委員は市の農政に携わり、報酬も貰っているいわば準公務員的立場です。公務員が不正をした場合、処分を受けた職員の所属部署の所属長も共に処分を受けると知りました。今は市長でさえも処分の対象になるのに、農業委員会の会長が処分が無いままというのはおかしいでしょう。その部分会長はどうお考えなんですか。聞かせていただきたい。

7 番 委 員

はい。私も運営委員会に出た立場として言ってもいいでしょうか。先日の運営委員会の中でも、会長から自らの処分についての話が出ました。今まで遠野市の農業委員会の会長に罰則が出たという前例がありませんでした。今回会長の処分を決めるということになった場合、これが前例となりこれからの基準となるため慎重に決めなければならないというご意見も出たところです。職員と同じく減給とするのがいいのか、他の処分がいいのかというところが正直言って分かりかねます。ですので、会長に処分を求めるとしたらどういう内容にすべきなのかどこで決めればいいのか、意見があるのならお聞きしたいと思います。

議 長

新田委員から何故会長を処分しないのかという話が出ましたけれども、私はいかなる 処分を受けるつもりです。ですが、今安易に会長に処分を科すということは後々の会長・会長職務代理者にとっては相当なプレッシャーとなり、会長職に手を挙げる人がいなくなるという懸念もあります。ですが、私は農業委員の皆さんが決められた処分を受けたいと考えております。

30番委員

はい。

議 長

30番。

30番委員

職務代理者の佐々木敦緒でございます。運営委員会については、佐々木恵美子委員とは若干違った感触を持っております。運営委員会の一員ではありますが、会長職務代理者には事務局で事務処理をしている書類を見ることは一切ございません。会長は事務局に専用の机と椅子があります。したがって、事務事業の一切の決裁権が会長にはございます。ですので管理・監督の責任を追及されることは、私は止むを得ないと思っております。運営委員会の席で、こういった場合はどういう責任の取り方をしたらいいのか調べてくださいと事務局にお願いをしておりました。自ら提案をして甘んじることなく処分を受けるという姿勢を見せることで士気低下を招かない、自分のミスを認め農家の皆様からの信用を無くさないことが大切だと思った手前、事務局に調べてほしいとお願いをしました。会長が先ほど仰ったように、先例が無いということでしたけれども、誰かが作らないと先例というのは生まれてきませんから、勇気をもって、報酬の何分の1かのカット・職務代理者の辞職ということで提案をしたのですが、先例が無いということでそれ以上押し切れなかったということですのでその旨の報告をさせていただきたいと思います。

22番委員

はい。

議 長

22番。

22番委員

私は納得できません。処分の内容を皆さんで決めてくださいという馬鹿げた話はないでしょう。会長自身が自らの責任を提示したり、ミスが発覚した時点で自ら方々を歩いて報告すれば皆さんだって納得したんです。そういったこともできないのなら会長としての適性がないように思われます。3月1日、農業委員会の会長選挙で当選した時の所信表明で「農業委員会の改革と農業委員会の相互の融和を進める」そう仰いました。私も協力しようと思っていましたが、今回の件が発覚してからの物事の進め方を見る限りそういった事がとても下手ですよ。会長としての資質を疑います。やり方によっては我々の協力も得られたでしょうが、今回のやり方ではとてもじゃないが大変なことになる。その上自身の処分も決められないようなので今私は発言しているんです。他人に言われてから行動するようでは、農業委員を引っ張っていく力などないでしょう。議会からも質問状と違った答弁をしている等聞こえてきますよ。先例がない云々の話ではなく、自ら責任を持って処分を受けるぐらいの事ができないのなら厳しい話ですが会長職を全うするなど無理だと私はそう思います。

議 長

少し休憩します。

(休憩)

議長

再開いたします。皆さんにお諮りいたしますが、この議案についてはまだ時間がかかると思われるので、議事日程の後のその他の部分で話し合うことでよろしいですか。

22番委員

はい。

議長

よろしいでしょうか。では次の報告事項に移ります。

報告第2号農地法第3条の3第1項の規定に関わる届出案件を専決処分したので事務局長から報告いたさせます。

事務局長

はい、議長。それでは報告第2号についてご説明いたします。

(以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)

議 長 ただいまの報告に関し質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。次に報告第3号農地法第18条第6項の規定に よる通知について事務局から報告いたします。よろしくお願いします。

農地係長 はい、議長。報告第3号農地法第18条第6項の規定による通知についてでございま す。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の 解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたものでございます。

1番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●市 ●●●●。●●町6筆8,398平方メートル。農業経営基盤強化促進法の一部解約です。この案件については3条になりますが、議案第29号の所有権移転に通じるものでございます。

2番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町3筆35,868平方メートル。農業経営基盤強化促進法の全部解約でございます。この件に関しては新たな借人に貸し出す予定でございまして、議案第30号の農用地利用集積計画についてで上程をさせていただくことになっております。以上2件について問題なく解約が成立した旨の通知を受けておりましたのでご報告いたします。以上でございます。

議 長 ただいまの報告に関して質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。

【議事日程】

議 長 それでは、議案審議に先立ち議事参与の制限についての注意事項を申し上げます。自 己または同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与でき ませんので、議案に関係する委員は退席を願います。

【日程第1】

議 長 それでは、日程第1についてお諮りいたします。議事録署名人、並びに書記の指名に ついて、本職より指名することにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に 23番田中ナオ子委員、24番濱田平八郎委員、会議書記に事務局村上和男君を指名いたし ます。

次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局にいたさせます。事務局。

農 地 係 長 はい、議長。第78回遠野市農業委員会総会提出議案総括表でございます。8ページからご覧いただきます。法第3条今月計5件41,840平方メートル。利用集積今月計4件57,295平方メートル。法第4条今月計1件127平方メートル。法第5条今月計2件4,218平方メートル。適用外今月計1件2,144平方メートル。法第18条第6項今月計2件44,266平方メートルでございます。

【日程第2】

議 長 日程第2、議案第28号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対 する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。事務局。 農地係長

はい、議長。議案第28号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてでございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものでございます。

1番、●●町14筆27,403.25平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●町 ●●●●。貸出人、●町 ●●●●。農業者年金受給に伴う使用貸借の再設定でございます。この使用貸借に つきましては農業者年金受給に伴う同一条件での再設定でございます。水稲・牧草・自家用野菜の栽培をしているものでございます。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上、よろしくお願いいたします。

議 長

農業者年金受給の為の使用収益権の設定については現地確認結果及び補足の説明を省略します。ただちに質疑に入ります。質問ありませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第28号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可と決しました。

【日程第3】

議 長

日程第3、議案第29号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する 可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。事務局。

農地係長

はい、議長。議案第29号農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてでございます。農地法施行令第3条の規定により提出された下記の許可申請について可否の決定を求めるものでございます。

1番、●●町6筆8,398平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●市 ●●●●。贈与でございます。譲渡人は、市外に居住しており耕作ができないことから 本家に要請し譲り渡すものでございます。

2番、●●町6筆5,394平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町

●●●●。売買です。譲受人は経営規模拡大の為に要請し譲り受けるものです。 3番、●●町1筆282平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●市

●●●。贈与です。譲渡人は相続により農地を取得しましたが、市外に居住しており耕作ができないことから本家に要請し譲り渡すものです。自家用野菜を栽培する計画となっております。

4番、●●町1筆363平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●。売買でございます。譲渡人は、譲受人の住宅に隣接する農地を要請し譲り渡すものです。農地法第3条第2項各号には該当しない為、許可要件の全てを満たすものと考えられます。以上、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。ただいまの説明に関連して、各町ごとに担当委員から現地 確認結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。

4 番 委 員 はい。

議 長 4番。

4 番 委 員

17日に奥友委員と職員2名とで現地確認をしてまいりました。番号1の件ですが、場所は●●地区のほ場整備された場所です。先ほど事務局からも説明がありましたが、譲

受人・譲渡人は本家・分家の間柄でして、譲渡人は教員をやっておりまして現在は退職しておりますが●●市に住んでおります。家は両親が住んでおりましたが十数年前に亡くなっており、現在は譲受人が基盤法で作付をし、適正に管理をしております。それからもう1件は国道●号線沿いの●●地区にありますが、譲受人は和牛・馬の飼育・水稲等大規模な経営をしております。この物件は譲受人の農地に隣接しており、規模拡大の為に必要だということで適正だと思われますので、ご審議よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございました。次に●●町担当委員お願いします。

22番 委員 22番新田佐悦です。委員3名と事務局3名で現地を確認しました。譲渡人は●●市に 居住しており、譲受人に耕作してもらえないかということで贈与した経緯でございま す。以上でございます。

議 長 ありがとうございました。次に●●町担当委員お願いします。

30番委員 はい。

議 長 30番。

30番を員 30番佐々木敦緒です。議案第29号4番については、8月17日に千葉委員と現地を確認しました。所有権移転を申請された農地は地目が畑で、国道●号線、譲受人の●●さんの宅地と農地に囲まれています。譲渡人の●●●さんはこの畑から離れた高台に住居を構える農家で今まで自家消費野菜を栽培していたものの、高齢となり作業が難しくなったことから隣接する農地の所有者である●●●さんに譲渡を申し入れたということであります。この畑は窪地になっておりまして、耕作条件が良くないことから農地の形状変更、盛土をする旨の届けを農業委員会に提出し譲受人の●●さんの宅地と畑が平らになるように盛土整備されております。周辺の農地は水路等に何ら影響は無く、むしろ今売買によって良好な農地が整うと判断いたしましたので売買に問題なしと確認したところであります。以上です。

議 長| ありがとうございました。暫時休憩いたします。

議 長 会議を再開いたします。4番について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。1番~3番について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 それでは質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。お諮りいたします、議案第29号は原案のとおり可とすること にご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって議案第29号は原案の通り可と決しました。暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長

会議を再開いたします。

【日程第4】

議 長

日程第4、議案第30号農用地利用集積計画の決定についてを上程いたします。事務局 に説明いたさせます。

農業振興係 長

はい、議長。議案第30号農地利用集積計画の決定についてございます。農業経営基盤 強化促進法第18条第1項の規定に基づいて遠野市長から提出がありました計画について 意見の決定を求めるものでございます。利用権の設定各筆明細につきましては、利用権 の設定を受ける者、利用権を設定する者、土地の所在地、認定面積、契約期間、権利の 種類の順番で提案してまいります。今回は4件ありますが全て新規となっております。

1番、●●●●、●●町 ●●●●、●●町2筆4,863平方メートル、10年間の賃借権設定、中間管理権の設定です。

2番、●●●●、●●町 ●●●●、●●町1筆696平方メートル、10年間の賃借権設定、中間管理権の設定です。

3番、●●町 ●●●●、●●町 ●●●●、●●町8筆15,868平方メートル、5年間の使用貸借権設定です。

4番、●●町 ●●●●、●●町 ●●●●、●●町 3 筆35,868平方メートル、6年間の賃貸借権の設定です。いずれも計画に問題はないと判断しております。ご審議の方よろしくお願いします。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

25番委員 はい。

議 長 25番。

25番委員

参考までにお聞きしたいのですが、1番の中間管理機構との賃貸借で貸人が●歳と高齢の様ですが、契約期間途中に貸人が亡くなって代替わりした場合、一度解約をして再度契約し直すんですか。

議長事務局。

農業振興係 長

はい、議長。本件につきまして、貸人が途中で亡くなった場合ですが、相続権を有するということから名義が変わっても契約は有効ということです。相続後、改めて契約をし直したいということであれば適宜対応していきたいと思います。

議長

よろしいですか。他に質問ありませんか。

1番委員 はい。

議 長 1番。

1 番 委 員

1番菅原です。 4番について聞きたいのですが、●●の●●●から●●●というのはかなり距離があると思うのですが耕作可能なんですか。確認をしておきたいと思います。

農業振興係

はい、議長。本件については受付の際に●●●●さん・●●●●さん双方から聞いて

長

おりますが、●●●●さんの方からは●●から●●●に通って耕作できるということで 書類上はできるということになっております。菅原委員が仰ったように距離が遠いとい うことがありますが、本人ができるということで担当地区の農業委員さんと確認をして 上程をしたところでございます。

30番委員

はい。30番佐々木敦緒です。この件に関しては農業委員として私が入っておりますので説明をさせていただきたいと思います。この●●●さんの土地は、●●●●の●●○さんの息子さんが経営基盤強化促進法で借りて草を取っていた所なんですが、震災に伴い福島へ行っているということで管理ができず荒れてきているので管理してくれる方を探していたところでした。今●●●で●●●●●●を展開している●●●という会社が進出を始めており、●●●●で一時転用で太陽光パネルを設置する場合に必要な8割の日射量と8割の牧草の確保をクリアするため、試験地としてこの場所を求めて5年間ほど調査をしていたということで、実際に牛1頭と羊10頭を使用するということで●さんの方から貸し借りの相談があったところでございます。●●町から遠いということでしたが、●●さんの所には以前乳牛を飼育していた関係で牛舎もありますし管理棟もあります。土地を買った時にはパドックと畜舎がいいということでしたが、泊まり込みでも管理をすると仰っていて既に3人の職員態勢で来ております。間違いなく管理がされていると判断いたしました。

議 長 その他ございませんか。

議 長 それでは質疑なしと認めて質疑を終結いたします。お諮り致します、議案第30号は原 案のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第30号は原案のとおり可と決しました。

【日程第5】

議 長

日程第5、議案第31号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。

農地係長

はい、議長。議案第31号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定 についてでございます。農地法施行令第7条第1項の規定により提出された下記の許可 申請について、意見の決定を求めるものでございます。

1番、●●町1筆127平方メートル。申請人、●●町 ●●●●。転用目的については一般住宅の建築でございます。申請人につきましては●家族と8人で同居しておりますが、住宅が手狭になったため隣に新たに一般住宅一棟を建築しようとするものです。所有している宅地では面積が不足するため、宅地に隣接している農地の一部を分筆し併せて276.78平方メートルとして建築を計画したものです。用水につきましては上水道、雑排水につきましては浄化槽で処理し道路側溝へ放流、雨水につきましては浸透枡で処理し放流する計画でございます。場所につきましては●●から●●方面に●メートル程進んだ右側でございまして、住宅が立ち並んでいる地域となっております。申請地は旧国道と線路に挟まれた農家集落の中の農地であり、農地区分につきましては第2種農地と判断しております。第2種農地の転用は原則不許可でございますが、隣接する宅地と同一事業で住宅等で集落に接続して設置されるものでございますので、例外規定の適用により転用に問題はないと考えております。以上ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員からの現地確認結果及び 補足の説明を求めます。●●町担当委員。

7番委員 はい。

議 長 7番。

7番委員

7番佐々木です。場所と申請人の状況については今事務局の方からご説明があった通りです。登記は田になってますが、水の取れないような状況の所でありまして現在は畑として自家消費野菜等を作っている状況でした。転用には何ら問題が無いと思います。

議 長 ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し、質疑 に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を終結致します。議案第31号は原案のとおり可とすることにご異 議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第31号は原案の通り可と決しました。

【日程第6】

議長

日程第6、議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。

農地係長

はい、議長。議案第32号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について意見の決定を求めるものでございます。

2番、●●町1筆215平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。住宅進入路の道路としての売買でございます。譲受人は宅地進入路として利用してございまして、追認許可を求めるものでございます。経緯につきましては昭和●年に■■■■■により道路路面が住宅より高くなったため、補償工事において宅地進入路が敷設され利用してまいりました。自家用車や農業用機械が通る際に幅員が狭く不便であるため、本年5月に拡幅を行っております。今般隣接する畑の所有者からの要請により畑を買い受けることとなり、手続きの為に公図を取り寄せたところ進入路がこの畑の一部であると認識したものでございます。進入路が農地である認識が無かったもので、申請者は転用許可を受けずに利用していたことを反省してございます。仮に当地を現状復旧した場合につきましては、他の宅地進入路が無く支障が出ることから追認となりますが分筆登記をし5条申請が出されたものでございます。申請地につきましては第2種農地と判断いたしました。第2種農地は転用は原則不許可ですが、申請地に変わる適地が無いことから代替性がないと判断し転用に問題は無いものと考えておりま

す。以上2件の上程でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査の結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員。

29番委員

はい、議長。

議 長

29番。

29番委員

29番菊池康祝です。8月17日に●●町担当委員5名と事務局職員同行のもと、調査をさせていただきました。申請地は●●●に隣接する農地でありまして、以前は近隣の方が牧草や大豆を作付していたようでありますが近年荒地になっておりまして、今回売買されることによって周辺の環境も整備されるのではないかと思い、許可をしてはどうかということになりました。皆様のご協力をお願い申し上げます。

議長

次に●●町担当委員お願いします。

30番委員

はい、議長。

議長

30番。

30番委員

30番佐々木敦緒でございます。本案件は複雑ですので、若干説明が長くなるのをお許 し願いたいと思います。議案第32号2番については、議案第29号4番と同日に現地を確 認いたしました。本案件は議案第29号4番で審議した畑に、岩手国体当時と思われます が■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■が行われております。工事前は宅 地と国道はほぼ同じ高さでありましたけれども、改良工事に伴って3メートルも上がっ たものですから、●●●●さんが宅地へ侵入できなくなったため取り付け道路を補償工 事しています。その時、●●●では買収をして分筆登記をすればよかったのですけれど もしていなかったため、登記地目は現在も畑のままでございます。今回3条でこの畑を ●●●●さんから●●さんに売り渡すに当たって、持ち主の●●●●さんが形状変更で 盛土を畑にしておりますけれども、この進入路も併せて盛土をしております。地目は畑 でありますけれども20年以上経過しておりますので、事務局では農地法適用外に該当す ると考えていたようでありますが、現状の道路の幅を越えて道路工事がされておりまし たので越えた部分については違反転用になりかねないということになります。そのた め、この際に分筆をして農地以外の地目に変更することをお薦めしました。しかしなが らすでに工事済みのために、申請者は農地転用申請書に顛末書を添付しております。本 案件は事後承認、いわゆる追認となりますが、追認の判定に当たっては悪意があるかど うかが重要な判断になると記憶しております。ご本人は現状道路に盛土復旧をしたとの 思いですから、悪意はないと判断し転用は妥当と確認をしたところであります。しかし ながら、運搬盛土をした土木業者は進入路の地目や幅等を確認せずに工事をいたしてお りますので違反転用が疑われるということになります。したがって、事務局へは今後の 取り扱いの注意をしたことを併せて報告させていただきます。以上です。

議 長

ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了いたしま す。暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長

会議を再開いたします。これより質疑に入ります。2番について質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長 暫時休憩いたします。
(休憩)

議 長| 会議を再開いたします。1番について質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認め質疑を終結致します。暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。お諮り致します、議案第32号は原案の通り可とすることにご 異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第32号は原案の通り可と決しました。暫時休憩い たします。

(休憩)

議 長 会議を再開いたします。

【日程第7】

議 長 日程第7、議案第33号農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。事務局。

農地係長 はい。議長。議案第33号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてでございます。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものでございます。

1番、申請人、●●町 ●●●●。●●町4筆2,144平方メートル。申請地につきましては、昭和●年に杉を植林し現在に至っております。杉につきましては直径40センチを超える物もあり、利用状況につきましては山林でございます。発見したきっかけとなりますのは、農業者年金受給に伴う使用貸借の更新手続きのため農地を整理・確認していたところ、植林しており既に農地ではない状況にしていたということを把握していたため適用外証明願が提出されたものでございます。手続きを怠っていた理由といたしましては、植林をする場合に農地法の転用手続きの申請が必要であることを認識していなかったものでございます。以上ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補足の説明をお願いしま す。●●町担当委員お願いします。

26番委員 はい、議長。

議 長 26番。

26番委員 17日に担当委員2名と事務局の2名の4名で現地を確認させていただきました。場所につきましては、●●●の1番奥ということで●●●●の裏になります。現地については周りは杉林になっており、我々も現地確認の際に境界が分からないほどに林となっており山林と確認しました。以上です。

議 長 ありがとうございました。以上で現地確認調査の結果及び補足の説明を終了し、質疑

に入ります。質疑ございませんか。

30番委員

はい、議長。

議

30番。 長

30番委員

30番佐々木敦緒です。この議案第33号は、議案第28号で提案されている方と同一であ りまして、農業者年金受給に伴う貸し借りの更新をしております。65歳で受給をするの に月日が合わないところもありますけれども、農業者年金の経営移譲年金だと思います けれどもその当時から20年以上経過しているということは、移譲をしたものの耕作がさ れていなかったということで理解してよろしいんですか?

農業振興係

長

はい、議長。

議 長 事務局。

農業振興係 長

農業者年金でございますが、受給する段階においてもうすでに農地ではないもの、山 林等を経営移譲していると確認いたしました。ですので、当地については経営移譲分か らは外れていると判断いたしました。

30番委員

関連して質問させていただきますが、今の回答では分かりかねるのですけれども、経 営移譲の場合は高い年金になります。したがって、耕作をしなければならない条件が付 くはずです。10年以上経過してますから今は問題ないのですけれども、毎年現況届を出 す時点で気が付かなかったのかなと思うんですが、そこはお分かりですか。

農業振興係

はい、議長。

事務局。

農業振興係

申し訳ありません、気付きませんでした。

長 30番委員

質問はさせていただきましたけれども、10年を経過しているものについては問題から 除外されていると思っておりますので適用外の件については私は理解いたしました。

議

長

その他ありませんか。

議 長

それでは質疑なしと認め、質疑を終結致します。お諮り致します、議案第33号は原案 のとおり可とすることにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第33号は原案の通り可と決しました。

【その他】

長 議

それでは、その他・連絡事項をいただきましたら1回休憩を取りたいと思いますが、 皆さんよろしいでしょうか。それでは連絡事項をお願いいたします。

農業振興係 長

はい、議長。お手元の封筒に入れられている物についてご説明を申し上げたいと思い ます。まず、9月30日に北上市で行われますブロック別研修会のご案内について文書を 出させていただいております。期日がありますので出席報告をお願いしたいという旨の 文書でございます。なお、これは毎年全員参加となってございますのでご理解の程よろ しくお願いいたします。次に、パソコンの農業簿記の講習会でございます。9月8日に ございますが、これについては希望される方は直接申し込みの方よろしくお願いいたし

ます。次に、8月27・28日の県外研修に参加される方だけに入れてございますが、県外研修の簡潔にさせていただいた資料を入れさせていただきました。乗降場所・部屋番号等記載させていただいておりますが、禁煙室を割り振らせていただきましたが変えたい場合は事務局までお知らせをお願いしたいと思います。なお、この資料はご自宅等で見ていただき当日改めて資料を配布させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。なお、負担金については本総会後参加する方々から集めたいと思いますのでお願いいたします。以上でございます。

議 長

その他ございませんか。皆さんから連絡事項はありませんか。それではただいまから10分間の休憩に入ります。

(休憩)

議 長

それでは時間ですので再開いたします。皆様の方に顛末書が届いていると思います。 ここで●●●と●●●●さんより謝罪の言葉がございます。

農業振興係 長

はい、議長。この度は農業委員を始め、農業者年金の受給者・関係者・市民の方々、多くの方々に多大なるご迷惑をおかけし、本当に申し訳ございませんでした。ここまで問題が大きくなってしまって自分としてどうしていいか分からなくなってしまった時期もございました。局長・会長ご指導の元、農業者年金が皆様のお手元に無事届くようやっているわけですが、私も勉強し直しております。皆様のご協力の元でやっていきたいと思います。本当に言い尽くせないほどのご迷惑をおかけし本当に申し訳ありませんでした。これからきちんと年金事務等自分の仕事にきちんと向き合いたいと思います。本当に申し訳ありませんでした。

事務局長

続きまして、事務局長である私の方から謝罪をいたしたいと思います。先ほど●●副主幹の方から今回の件についてお詫び・謝罪がありましたが、担当職員だけではなく監督者である私の管理不行き届きも大きな一因となっていると反省しているところでございます。今回処分を受けました。これを重く受け止めまして、今後このような事が無いように、また職員の管理・指導をきちんとやっていきたいと改めて反省をするところでございます。なお、今回の事務遅延につきましては事務方の一方的な責任であると痛感しております。このような事を二度と起こさないよう気を引き締めましてやっていきたいと思います。農業委員の皆さん、受給者の皆さんご迷惑をおかけしまして大変申し訳ありませんでした。

議 長

それでは先ほどから出ております、会長の処分についてですが事務局長の発言を求められておりますので、これを許可します。

30番委員

30番佐々木敦緒ですが、事務局長は今回の処分の対象者であります。この案件についての発言については、今回は局長は控えるべきだと思います。局長を補佐している次長がおりますので、次長の方で発言すべきではないでしょうか。

議 長

この件につきましては事務局長が総務との協議を行っておりますが、局長ではなく次 長の方がよろしいでしょうか。

7番委員

私も職務代理と同じ意見です。局長ではなく次長がやるべきだと思います。

議 長

暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長

再開いたします。

15番委員

はい。

議 長

15番。

15番委員

15番佐々木です。おそらく、新田委員さんのお気持ちは今回の事の重要性を考えた時 に、農業委員会を代表する会長は反省も含めてそれでいいのかということだと思いま す。ただ難しいのは、どの規定を該当させて会長の処分をするのかと。これが市職員で あればはっきりしているんですよ。ですから、会長や職務代理がこういう処分を希望し たとしても我々がこうしましょうという事はできないんですよ。基準がはっきりしたも のがあれば、この次に何か起こった場合に前回はこう処分した。今回は変わってこうし ますということになれば、会長や職務代理に対する処分が基準の無いものに従って進ん でいくことになります。ですから事務局長にお聞きしたいんですが、農業委員会の会長 の位置づけが市職員と同じではないと思うんです。基準をしっかりした上で進めない と、曖昧なものになるでしょうしかなり危険性も含んでいるとそう思います。ですか ら、安易にこういう処分を希望しますからそう決めましょうとはいかないと思います。 はっきりした基準を設定したのであれば、それに沿って処分はできます。ですがそれが 無いと思うんですよ。ですから、今までもこういった処分ができないでいたんだと思い ます。事の大小は別としてですよ。そういう事を市の方でも今後心配されるのではない かなと。まず1つは、会長は発覚した時期にすぐ対応すればよかったのでしょうが、そ れが遅れたということは大きなミスだと思います。しかし、それがイコール市の職員に 準じた処分になるのかどうか。その辺はやはり慎重にやらなければ、今後汚点を残す危 険な状況を生じるとそう思っております。その辺を何の規定に合わせて処分をするの か、希望してできるようなものではありませんから、これをはっきりしないとおそらく 何時間費やしたところで結論は出ないと思います。私は入ったばかりなものですから、 内容や様々な基準もよく分からないままお話しまけれども、まず規定があるのかないの か。それを教えていただきたいと思います。以上です。

議長

それでは、農業委員会としての規定の部分について、事務局長説明をお願いします。

事務局長

はい。我々職員の処分については、報告事項でも説明をいたしましたが、国家公務員の人事規定と遠野市の過去の例等を鑑みまして総務と協議していくという流れになっております。皆様は非常勤特別職という立場でございまして、非常勤特別職の報酬の支払い等につきましては審議会が市で行われております。先ほど報酬カットというお話も出されておりますけれども、総会やその他農業委員会の会議の場においては報酬カット等は決められません。また処分についても、我々地方公務員に準ずるような処分の方法とは違うということでございます。

30番委員

議長。

議 長

30番。

30番委員

30番佐々木です。今の解釈は間違っているのではないかと思います。私どもは非常勤特別職、地方公務員法は該当しません。よって、裁かれないというよりも事務局職員が私たちを処分するというのはできないわけであります。農業委員会は独立した行政機関であります。したがって、処分と任命も農業委員会で行うということになっておりまして、市長がこうやった方がいいのではないかというのは越権行為に当たると私は考えております。今までも、市長部局からこうしろと指示を受けたことはありません。むしろ、農業委員会の運営委員会で処分の内容を協議して会長から処分をいただく。それを総務へ報告するということをやっておりました。何故報告をするのかというと、人事交流をして農業委員会の職員ではありますが市の職員であるということに変わりはないわけでして、市の担当部局総務部へこういう処分をした、重すぎる軽すぎるというご意見はありましたけれどもそれに介入をされたことはありません。今回、処分に当たって前例等を知るために局長が総務部へ指導を仰いだということでありますけれども、最終的

に処分者は会長名ですのでこの辺を誤らないことが必要かと思います。特別職の私たちでありますが、職員の不祥事があった場合は市長が市民に対して多大なる迷惑をかけた、市の信用失墜に繋がるということで、ご存じのように市議会へ自ら処分内容を提案します。市議会で可決されればそのまま提案どおり処分になり、否決されれば何もないとなるわけでして、それを鑑みますと、私たちは自らの責任を自ら感じ取って事務局へ相談をして、議案として総会へ提案してご判断をいただくというのが本来あるべき姿ではないかと思いまして、若干相談をいたしましたけれども、先例がないということからあまり議論をされてこなかったということであります。難しくしてしまいましたが、そういう事なのかなと判断したいと思います。

議 長 その他ございませんか。

22番委員 はい。

議 長 22番。

22番委員 この会議をやっている中で私なりに考えたことがありますが、処分云々よりも会長の 姿勢が疑問でした。この件については今日で終わることを期待しておりました。事務遅延で迷惑をかけた29名の方々に対して、会長にも責任があると思います。会長として円滑な運営ができず、管理能力も欠落していると思っております。皆さん質問がありますか。なければこのまま私が続けますが、皆さんに聞いてもらえませんか。

議 長 今新田委員から、会長としての資質が欠落していると厳しいご意見をいただきました。私は農業委員会をまとめるために一生懸命がんばっているつもりですが、皆さんの受け止め方がそれぞれ違うと思いますが、それについては忌憚の無いご意見をお寄せいただきたいと思います。ご意見のある方はおりませんか。

14番委員 はい、議長。

議 長 14番千葉委員。

14番委員 14番千葉です。議長にお願いがあります。関係職員の退席を求めたいのですが。

議 長 今は会長のことについて話しているんですが、それでもですか。

14番委員 それも含めてです。

17番委員 失礼ですが、それは議長判断でお願いします。

議 長 それでは退席を願います。

14番委員 議長には感謝申し上げます。それでは、運営委員会の関係なんですけれども、8月21 日に運営委員会を開催しているようですが、その段階で処分案が出されて協議したとい うことでよろしいですか。

議 長 はい。

14番委員 1ページ目ですが、●●●●●の処分理由の3番なんですが、平成●年に戒告処分を 受けているとあります。そのことは運営委員会の方にも示されているんでしょうか。

議 長 はい。

 来ていると。さらに平成25年度からということですので、現会長だけではなく前会長にも話が及ぶんです。会長の処分云々は私には分かりませんが、処分内容がこれで正しいのかが運営委員会でどのような協議をされたのか、教えていただきたいです。

議長

この平成●年度の件については、農業委員会ではなく市の方で戒告処分を決めたものです。前回の部分も含め、総務と協議した結果、給与の10分の1のカットということで決めました。

14番委員

すると、この平成●年はあくまで戒告処分だけで減給処分は無かったということでよろしいですか。

議 長 はい。

14番委員

こう言ってはなんですが、先ほどから話題に上がっている会長の責任をどう取るのかということになるわけですけれども、それはこの場で決定はできないと思います。あくまで、会長さん・職務代理さんそれぞれに考えがあって、私はこう進めたい、こうしたいという話をしてもらうだけでいいと思います。ですから、減給関係なく職員には処分をした。私はこのまま進めていく、こうしたい等の決意表明をしていただければ、別に大きく話題として取り上げるべきではないと思うんですが、会長のお考えをお聞きしたいと思います。

議 長

今は皆さんの考えをお聞きしたいと思います。私がこうしますと言ったところで、皆 さんがやはり処分をすべきと考えている方もいらっしゃるかもしれませんので。

15番委員 はい。

議 長 15番。

15番委員

15番佐々木幸悦です。私が先ほどお話した内容の一部に、市の公務員たる職員の処分がこの内容で、われわれ準公務員が処分を受けるとなれば誰が決めるんですかという話になるんです。市長がやるわけはないですし、その辺を考えて話し合わないと、こう処分した方がいいとか処分を決めてくださいとか、ここはそういう話題を議論する場所ではないんです。ですから、千葉委員さんがお話したとおり会長や職務代理が自ら決意表明をすればいいと思います。今後も大なり小なりこういうことが起きた場合に、基準がはっきりしないものを、その都度話し合っていくのはおかしいですよというのが私の考えです。本来市の職員がきちんとやるべきものを怠ったということで、直属の上司も訓告処分を受けているわけですから、我々の立場とすればそれに等しいとかそれ以上のものという事ではないんですよ。ですから、いくらこの場で話し合っても進展しないと思います。その辺を皆さんがご理解いただければいいのではないかと。確かに会長の対応はまずい点もありました。それは今後の反省材料として、お互いにしっかりやっていきたい、そういうことしかないんじゃないかと思います。以上です。

議 長

先ほどから皆さんからご意見を賜っておりますけれども、会長自ら処分を発表した方がいい、あるいは先例がないことであるから会長としての決意を発表した方がいいというご意見もありますが、以上で質問等を打ち切ってよろしいですか。

議 長 それでは暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長

再開いたします。皆様からいろいろなご意見、叱咤等ありましたけれども、会長としての責任・決断能力の無さ等ご指摘いただきました。今後そういったことが無いように努力をしてまいるつもりですが、この問題についてはさっそく運営委員会を開催し皆さ

んにお示しをしたいと思いますが、いかがでしょうか。

14番委員 す

すみません、一つだけよろしいですか。確認させてください。運営委員会が最終決定 機関なんでしょうか。総会が最終決定機関なんでしょうか。

議 長 運営委員会で、総会に提案をさせていただきます。

18番委員 要するに案を運営委員会で提案するんですよね。それを総会にかけて決まるということなんじゃないでしょうか。

14番委員 私が言いたいのは、運営委員会が処分内容を決めたんですよね。総会の場で処分が決まったわけではないんですよね。

議 長 そうです。それは専決処分になります。

14番委員 分かりました。

18番 委員 18番阿部です。お願いですが、運営委員会で協議した内容を報告してもらった方がより分かりやすいと感じましたので、今後教えていただきたいと思います。

議 長 分かりました。

12番委員 はい。

議 長 12番。

12番委員

12番佐々木です。先ほど始末書・顛末書を農業委員の皆さんに配付してほしいと言いました。中身を見ましたが、始末書・顛末書の書き方が少し違うんではないかと感じました。あくまでも顛末書というのは反省を含めたものを書きます。二度とこのようなことはいたしません等の言葉が一言も入っていない、経過説明はいいんですが、今後の対応の仕方については一向に入っておりません。これでは、例えば裁判官に提出するとしたら裁判官はどういう決断をしたらいいのか分からないと思います。ですから、会長は誠意の意を正して厳しいものを要求してもよかったのではないかと思いました。民間ではこういうものは取りません。本人がどういう意思を持っているのか、もう少し厳しく確認すべきだったのかなと。参考までに申します。

議 長 ありがとうございました。暫時休憩いたします。

(休憩)

議 長

再開いたします。皆さんの元には始末書・顛末書をお配りしておりますが、これの取り扱いには十分に気をつけていただきたいと思います。以上を持ちまして、第78回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午後4時00分閉会

署 名 遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。
平成27年 月 日 遠 野 市 農 業 委 員 23番
同 24 番
遠野市農業委員会会長